

平成二十五年六月五日

青森県教育委員会第七百七十三回定例会

期 日 平成二十五年六月五日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 議 案

議案第一号 平成二十六年年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

議案第二号 平成二十六年年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

議案第三号 青森県立郷土館協議会委員の人事について

三 その他

職員の懲戒処分の状況

5

4

3

1

四 閉 会

議案第一号

平成二十六年 度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

平成二十六年 度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十六年 度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 入学志願者の通学区域は、県下一円とする。

二 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜等は、次のとおりとする。

(一) 選抜は、前期選抜及び後期選抜に分けて行い、一人、前期選抜一校一学科、後期選抜一校一学科に出願できる。

(二) 前期選抜は、一般選抜枠と特色化選抜枠を設け、中学校の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）
青森県教育委員会が実施する前期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(三) 後期選抜は、調査書、青森県教育委員会が実施する後期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(四) 前期選抜、後期選抜とも、当該校に設置されている学科間等で第二志望を認める。

(五) 前期選抜の合格者は、後期選抜に出願できない。

(六) 連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。

三 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

四 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。

(一) 前期選抜の実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の五教科とし、後期選抜の実施教科は、国語、数学、外国語（英語）の三教科とする。

(二) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

五 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第二号

平成二十六年 度青森県立中学校入学者選抜基本方針案

平成二十六年 度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十六年 度青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 一 入学者志願者の通学区域は、県下一円とする。
- 二 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせ、総合的に評価し、行うものとする。
- 三 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第三号

青森県立郷土館協議会委員の人事について

青森県立郷土館協議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県立郷土館協議会委員を免ずる

平成二十五年六月五日

青森県立郷土館協議会委員に任命する

任期は平成二十五年六月六日から

平成二十五年十月十一日までとする

平成二十五年六月六日

樋口 博昭
山崎 奈緒子
竹内 眞理
柴田 眞理子

青森県教育委員会

宮木 くみ子
五十嵐 百合子
中山 信義
小笠原 裕美子

青森県教育委員会

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成25年6月（5月1日～5月31日分）

青森県教育委員会

事案1 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（60歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・当該職員は、平成25年3月10日（日）午後4時過ぎ、八戸市内のスーパーマーケットで、缶ビール（350ml）を6本買った。そして、その店の駐車場に駐車していた車の中で4本を飲み、その後、車を運転して、その店の駐車場を出た。
- ・その後、八戸市内の別のスーパーマーケットに寄り、その店の駐車場に駐車し、車の中で2本飲み、缶ビール（350ml）をふたたび6本買った。そして、車を運転して、その店の駐車場を出た。
- ・自宅に到着したところ、自宅前には警察官がおり、その場で取り調べを受け、午後5時45分検挙された。検挙時のアルコール呼気量は0.53mg/lであった。
- ・4月11日（木）、運転免許取消の行政処分を受けた。
- ・4月24日（水）、道路交通法違反で刑事処分（略式命令による罰金刑30万円）を受けた。

③処分内容 懲戒免職

④処分年月日 平成25年5月23日

事案2 ①被処分者 三八地域の高等学校 教頭（52歳 男性）

②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）

- ・平成25年4月6日（土）午前9時48分頃
- ・三戸郡南部町内の町道
- ・最高速度50km/hのところ、81km/hで走行

③処分内容 減給1月

④処分年月日 平成25年5月23日

⑤その他 管理職であることから、量定を加重

- 事案3 ①被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭 (42歳 女性)
②事件の概要等 速度超過 (30km/h以上50km/h未満)
・平成25年4月2日 (火) 午前10時15分頃
・八戸市内の国道
・最高速度50km/hのところ、81km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成25年5月30日

- 事案4 ①被処分者 西北地域つがる市の中学校 事務職員 (45歳 女性)
②事件の概要等 人身事故 (治療期間が15日未満)
・平成25年3月28日 (木) 午後4時頃
・西津軽郡鰺ヶ沢町の国道
・上り坂で右にカーブする道路を走行している際、前をよく見ていなかったため、センターラインをはみ出し、対向車に衝突したもの。
・事故の相手方 (男性1名 約2週間の加療)
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成25年5月30日
⑤その他 平成23年4月22日に速度超過を起こしていることから、量定を加重。

- 事案5 ①被処分者 中南地域黒石市の中学校 校長 (56歳 男性)
②事件の概要 平成19年度から22年度にかけて行われた事務職員の横領に係る監督責任
・弘前市の中学校に教頭として勤務していた平成19年度に、当時の事務職員が、同校生徒の保護者から徴収した学校徴収金を横領した事案について、当時の管理職に対して、管理監督責任を問い懲戒処分を行うこととしたが、処分日時点 (22.8.6) で職員として在職していなかったことから、処分できなかった。
・しかし、平成25年4月1日、黒石市の中学校の校長となったことから、当時の管理監督責任を問い懲戒処分を行ったもの。
③処分内容 減給1月
④処分年月日 平成25年5月22日

- 事案6 ①被処分者 西北地域つがる市の小学校 教諭（46歳 男性）
- ②事件の概要 児童との不適切なメールのやりとり
- ・児童とのメールのやりとりが禁止されていたにもかかわらず、平成24年9月末ごろから平成25年2月上旬の間に、児童1名とメールのやりとりを行ったもの。
- ③処分内容 減給6月
- ④処分年月日 平成25年5月30日